

(案)

第4次地域管理経営計画書

(利根上流森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成28年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の利根上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、利根上流森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

利根上流森林計画区の国有林野位置図



| 凡 例 | |
|-----|-----------|
| | 森林計画区界 |
| | 森林管理署等界 |
| | 国 有 林 |
| | 森 林 管 理 署 |
| | 森 林 事 務 所 |

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 国有林野の管理経営の基本方針 | 1 |
| (1) 計画区の概況 | 1 |
| (2) 国有林野の管理経営の現況・評価 | 1 |
| ア 計画区内の国有林野の現況 | 1 |
| イ 主要施策に関する評価 | 4 |
| ① 伐採量 | 4 |
| ② 更新量 | 4 |
| ③ 保護林・緑の回廊 | 5 |
| ④ レクリエーションの森 | 6 |
| (3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向） | 8 |
| ア 生物多様性の保全 | 8 |
| イ 森林生態系の生産力の維持 | 8 |
| ウ 森林生態系の健全性と活力の維持 | 9 |
| エ 土壌及び水資源の保全と維持等 | 9 |
| オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持 | 9 |
| カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進 | 10 |
| キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組 | 10 |
| (4) 政策課題への対応 | 11 |
| 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 12 |
| (1) 機能類型毎の管理経営の方向 | 12 |
| ア 水土保全林における管理経営に関する事項 | 12 |
| ① 国土保全タイプ | 13 |
| ② 水源かん養タイプ | 13 |
| イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項 | 13 |
| ① 自然維持タイプ | 13 |
| ② 森林空間利用タイプ | 14 |
| ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項 | 14 |
| (2) 地域ごとの機能類型の方向 | 15 |
| ア 利根川上流域 | 15 |
| イ 西部地区 | 17 |
| ウ 沼田・川場地区 | 19 |
| エ 東部地区 | 20 |
| 3 流域管理システムの推進に必要な事項 | 22 |
| (1) 流域ニーズの的確な把握 | 22 |
| (2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等 | 22 |
| (3) 民有林・国有林一体となった取組 | 22 |
| (4) 下流域との連携について | 23 |
| 4 主要事業の実施に関する事項 | 23 |
| (1) 伐採総量 | 23 |
| (2) 更新総量 | 23 |

| | |
|---|----|
| (3) 保育総量 | 24 |
| (4) 林道の開設及び改良の総量 | 24 |
| II 国有林野の維持及び保存に関する事項 | 25 |
| 1 巡視に関する事項 | 25 |
| (1) 山火事防止等の森林保全管理 | 25 |
| (2) 境界の保全管理 | 25 |
| (3) 入林マナーの普及・啓発 | 25 |
| 2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項 | 25 |
| 3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項 | 26 |
| (1) 保護林 | 26 |
| ア 森林生態系保護地域 | 26 |
| イ 林木遺伝資源保存林 | 27 |
| ウ 植物群落保護林 | 27 |
| (2) 緑の回廊 | 27 |
| ア 緑の回廊三国線 | 28 |
| イ 緑の回廊日光線 | 28 |
| ウ 緑の回廊の維持・整備に関する事項 | 28 |
| ① 伐採に関する事項 | 28 |
| ② 更新・保育に関する事項 | 29 |
| エ 緑の回廊の維持・整備に関する事項 | 29 |
| ① 管理に関する事項 | 29 |
| ② 施設の整備に関する事項 | 29 |
| 4 その他必要な事項 | 30 |
| (1) ニホンジカ・ツキノワグマによる 食害、剥皮（樹皮剥ぎ）等に関する事項 | 30 |
| (2) 稀少猛禽類の生息に関する事項 | 30 |
| (3) その他 | 31 |
| III 林産物の供給に関する事項 | 32 |
| 1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項 | 32 |
| 2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 | 32 |
| 3 その他必要な事項 | 32 |
| IV 国有林野の活用に関する事項 | 33 |
| 1 国有林野の活用の推進方針 | 33 |
| 2 国有林野の活用の具体的手法 | 33 |
| 3 その他必要な事項 | 33 |
| V 国民参加による森林の整備に関する事項 | 35 |
| 1 国民参加の森林に関する事項 | 35 |
| 2 分収林に関する事項 | 35 |
| 3 その他必要な事項 | 36 |
| (1) 森林環境教育の推進 | 36 |

| | |
|-------------------------|----|
| (2) 森林の整備・保全等への国民参加 | 36 |
| VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 | 37 |
| 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 | 37 |
| (1) 林業技術の開発 | 37 |
| (2) 林業技術の指導・普及 | 37 |
| (3) 林業機械化センターとの連携 | 37 |
| 2 地域の振興に関する事項 | 38 |
| 森林の管理経営に関する指針 | 別冊 |

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、群馬県の北部に位置する利根上流森林計画区※内の国有林野約 97 千haであり、当森林計画区の森林面積の 64 %を占めている。

当計画区は、^{おおみなかみやま}大水上山を源とする利根川が当計画区のほぼ中央を南流し、^{ゆびそ}湯檜曾川、片品川、赤谷川等の支流と合流し、関東平野を流下して太平洋に注いでいる。国有林はその上流域の水源地帯に位置し、水源かん養保安林※が国有林野面積の 63 %に達しているなど、首都圏の水がめとして重要な役割を担っている。

当計画区は首都圏に比較的近く、容易に到達できる位置にありながら、ブナ林をはじめ豊かな自然環境を有しており、上信越高原、日光、尾瀬国立公園や、自然環境保全地域に指定されている。

また、これらの自然環境を背景に、計画区内各地にある温泉、等を拠点に^{すかいさん}谷川岳、^{ほたかさ}皇海山、武尊山等への登山やスキーなどの森林を利用したレクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

林況※は、スギ、カラマツ、アカマツ、ヒノキ等の人工林が国有林野の 29 %を占めている。スギの生育状況は一般的に良好、カラマツ、アカマツについては中庸である。ヒノキは計画区南部の子持、南郷地区の生育が良好である。

当計画区の素材生産量は県内生産量の 26 %を占めており、そのうち 67 %は国有林から生産され、県内外に流通している。

また、天然林は 67 %を占めており、従来からその豊かな広葉樹資源を利用した木材加工業が沼田市周辺で発達してきたが、資源の減少とともにスギやカラマツ等の針葉樹材を利用した加工業に変化している。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 22 年 3 月 31 日時点）は、人工林を中心とする育成林が 34 千 ha（育成単層林※ 25 千 ha、育成複層林※ 9 千 ha）、天然生林※が 52 千 ha となっている。

（図－1－1、図－1－2 参照）

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではカラマツ 2,520 千 m³、スギ 1,524 千 m³、アカマツ 482 千 m³、ヒノキ 402 千 m³、その他

※【利根上流森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、群馬県では、利根上流、吾妻、西毛、利根下流の 4 森林計画区に区画されています。

※【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

※【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

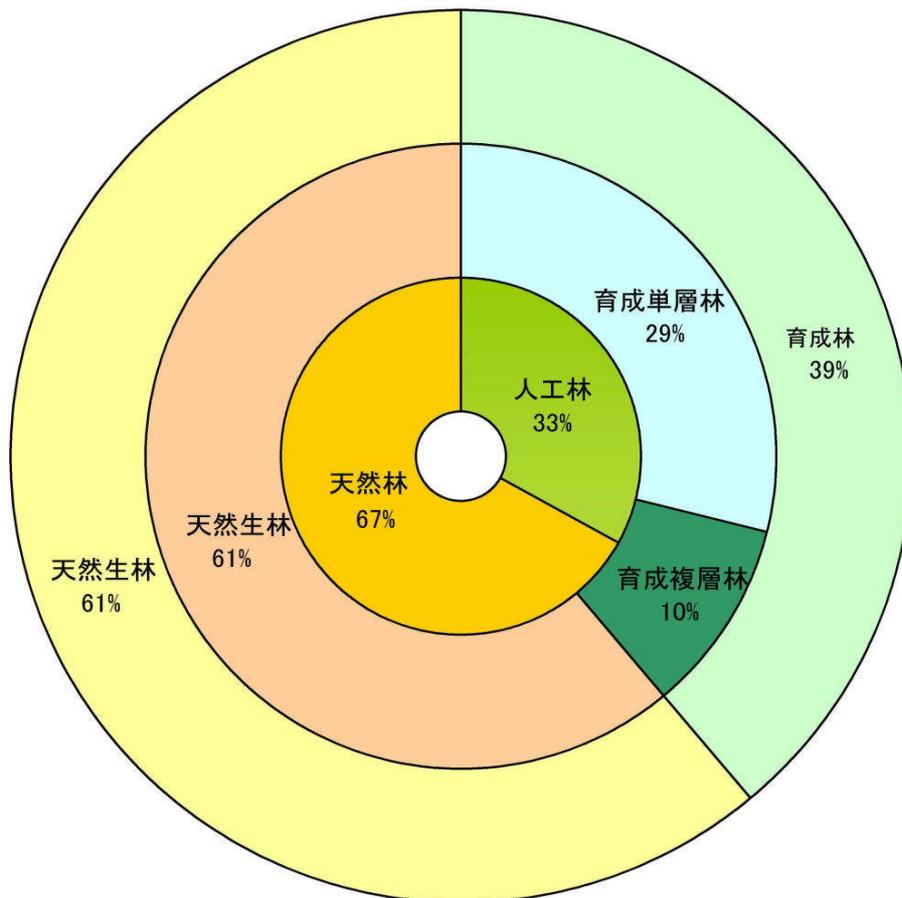
※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

針葉樹 1,213 千³m、広葉樹ではブナ 2,066 千³m、ナラ類 402 千³m、カンバ類 197 千³m、その他広葉樹が 3,583 千³mとなっている。(図-2参照)

人工林について見ると、齢級構成は図-3のとおりであり、1 齢級から 4 齢級が 1 割、間伐適期である 5 齢級から 9 齢級が 5 割、10 齢級以上の林分は 4 割となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分 (面積比)



※【育成複層林】
森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林(施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

※【天然生林】
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況

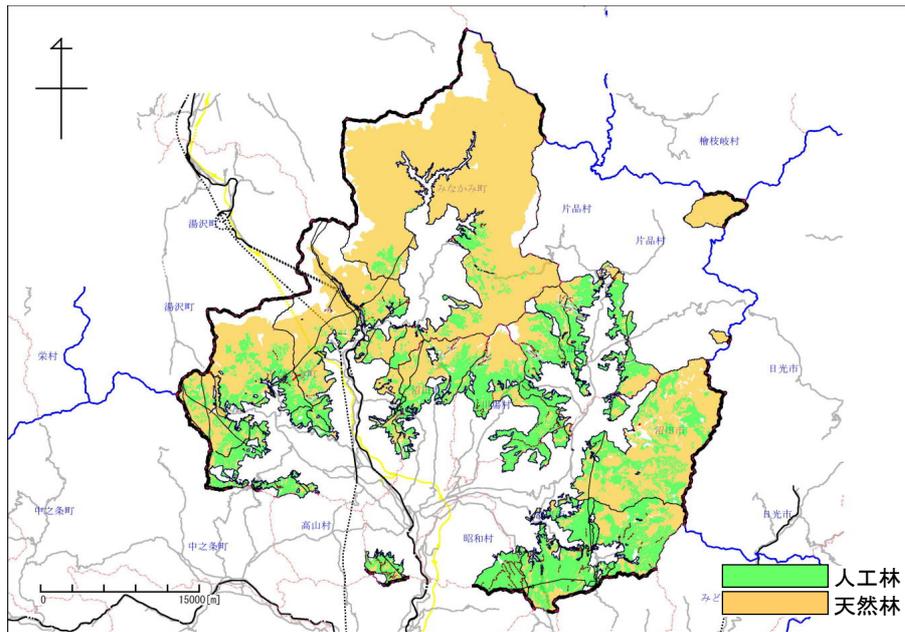
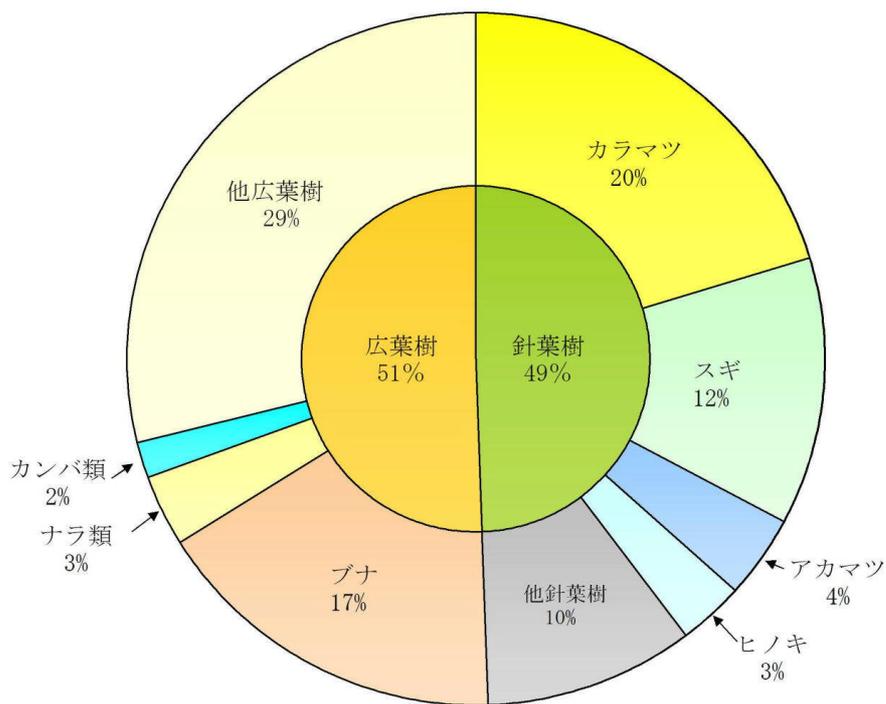
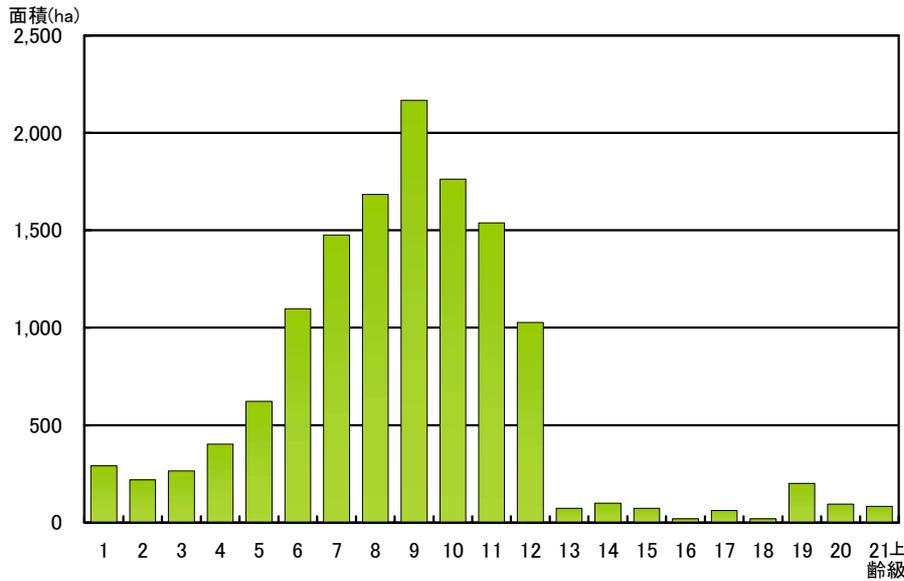


図-2 主な樹種構成 (材積比)



図－3 人工林の齢級*構成



※【齢級】
林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。
1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成18年度～平成22年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成22年度は実行予定を積算した）

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、初回間伐にあたる小径級の林分を優先したため、材積では計画より低位に止まったことや、生育状況等による見合わせから計画を下回る結果となった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により一部伐採を見合わせたため、計画量を下回る結果となった。

※【間伐】
森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

※【主伐】
更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

（単位：材積m³）

| | 前 計 画 | | 実 績 | |
|-----|--------|----------------------|--------|----------------------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 主 伐 | 間 伐 |
| 伐採量 | 90,277 | 346,963 (6,086ha) | 84,939 | 256,878 (3,920ha) |

注) 1 () は間伐面積である。
2 前計画の臨時伐採量は間伐に含めた。

② 更新量

皆伐箇所の新植による確実な更新*を図るとともに、天然力を活用したぼう芽更新、天然下種2類更新を計画し、人工造林については、伐採・搬出作業が順調に行われたことから、

ほぼ計画どおりの結果となった。

また、天然更新については、伐採・搬出が完了した後、5年後に天然木の発生状況を確認し、稚樹等の発生が基準を満たしていれば更新完了となるため、前計画期間では更新完了にいたらなかったものがあつたところである。

(単位：ha)

| | 前 計 画 | | 実 績 | |
|-----|-------|------|------|------|
| | 人工造林 | 天然更新 | 人工造林 | 天然更新 |
| 更 新 | 259 | 187 | 270 | 155 |

③ 保護林・緑の回廊*

全ての保護林について、現状を把握するため森林や動植物等の状況に関するモニタリング*調査を行った。

その結果、「武尊山シラカンバ林木遺伝資源保存林」及び「栗原川ウダイカンバ林木遺伝資源保存林」では遷移の過程による保護対象種の枯死や衰退が確認された。また、「武尊山カラマツ植物群落保護林」では樹勢がやや弱っていること、「迦葉山天然ヒバ植物群落保護林」ではニホンジカの痕跡が確認されたこと等から、今後これらの保護林については遷移状況の把握やニホンジカの影響等について、より注意深くモニタリングを行う必要がある。

その他の保護林については、健全な状態を維持しており、引き続き自然の推移に委ねた管理を行うこととする。

(単位：面積 ha)

| 保護林の名称 | 前計画期首 | | 前計画期首 | |
|-----------|-------|--------|-------|--------|
| | 箇所数 | 面 積 | 箇所数 | 面 積 |
| 森林生態系保護地域 | 1 | 11,654 | 1 | 11,654 |
| 林木遺伝資源保存林 | 4 | 36 | 4 | 36 |
| 植物群落保護林 | 5 | 11 | 5 | 11 |
| 計 | 10 | 11,701 | 10 | 11,701 |

緑の回廊については、主に保護林間を結ぶ主稜線に設定し、その設定の目的に沿って管理しており、おおむね健全な状態を維持している。

*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

*【保護林】

P26 以降具体的に説明

*【緑の回廊】

P27 以降具体的に説明

*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

(単位：延長 km、面積 ha)

| 緑の回廊の名称 | 前計画期首 | | 前計画期首 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 延長 | 面積 | 延長 | 面積 |
| 緑の回廊三国線 | 36 | 5,048 | 36 | 5,048 |
| 緑の回廊日光線 | 8 | 1,275 | 8 | 1,275 |
| 計 | 44 | 6,322 | 44 | 6,322 |

④ レクリエーションの森*

^{たんぼら}玉原自然観察教育林は玉原湖に隣接し、ミズバショウやキンコウカ等の湿原植物が見られる玉原湿原は、隣接する玉原森林スポーツ林等と一体的に利用され訪れる人も多い。針山自然観察教育林、越本自然観察教育林はザゼンソウ、ミズバショウ等が生育する湿原で、小・中学生等の自然観察に利用されている。

玉原森林スポーツ林は玉原湖に隣接し、サイクリングコースや多目的広場、宿泊施設等が設置され、隣接する玉原スポーツ林（野外スポーツ地域）や玉原自然観察教育林と一体的に四季を通して利用されており、川場森林スポーツ林は川場村木賊集落から 2km の位置にあり、林間広場やキャンプ場等が設置され、周辺市町村の小・中学生等に利用されている。

野外スポーツ地域では、玉原スポーツ林が玉原スキーパークをはじめキャンプやテニス等のほか、隣接する玉原森林スポーツ林や玉原自然観察教育林と一体的に四季を通して利用され、糸之瀬スポーツ林はサッカーコート、サイクリングロード等の運動施設や多目的広場等を有し、隣接民有林に開設されている「横浜村」の野外活動に活用されている。また、大峰山スポーツ林はサイクリングを主体に野営場、野外広場等を有し、サイクルスポーツと森林レクリエーションを組み合わせたレクリエーションの森である。

川場、武尊、片品高原、四季の森ホワイトワールド^{おぜいわくら}尾瀬岩鞍等の 15 のスキー場は首都圏から高速道路を利用して比較的短時間で到達でき、近隣には湯ノ小屋、宝川、川場等の温泉、ホテル、ペンション等の宿泊施設が所在する等の立地条件から多くの人々に利用されている。

^{おいがみ}老神風景林、^{てるはきょう}照葉峡風景林は溪谷美と天然林が調和した優れた自然景観を有し、老神温泉、湯ノ小屋温泉の近景林として、滞在者の利用も多い。三国峠風景林、三国風景林は、関東と越後を結ぶ旧三国街道の沿線に位置し、国道 17 号、法師温泉等の近景林として天然林と清流等の自然景観に優れ、登山やハイキング等の利用価値も高い。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

あずまやさん
吾妻耶山風致探勝林は、古くから信仰の山として知られる吾妻耶山頂からの眺望と群生するシャクナゲ開花期の森林景観に優れ、大峰山風致探勝林は大峰沼の新緑と紅葉とが沼の水面と調和した自然景観を形成し、登山やハイキングにも利用されている。裏見の滝風致探勝林は高さ 80m の滝と天然林の調和した自然景観を形成しており、ハイキングや森林浴等のレクリエーション、近隣の武尊神社の参拝者の憩いの場としても利用されている。

武尊自然休養林は、武尊山への登山、自然探勝を中心として利用されており、山頂からの眺望景観、ブナ・ダケカンバの天然林、田代湿原の植物、各種高山植物等に富み、キャンプやハイキング、登山訓練等の各種スポーツ、保養、きのこ狩り等、四季を通じて利用され、年間約 2 万人が訪れている。

その他レクの森施設敷では法師温泉、武尊や笠ヶ岳避難小屋、たいらつびよう平標山の家、谷川岳肩ノ小屋等観光客や登山者等多くの人々に利用されている。

(単位：面積 ha)

| レクリエーションの森の種類 | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 自然観察教育林 | 3 | 133 | 3 | 133 |
| 森林スポーツ林 | 2 | 211 | 2 | 211 |
| 野外スポーツ地域 | 16 | 3,506 | 16 | 3,506 |
| 風景林 | 6 | 779 | 6 | 779 |
| 風致探勝林 | 5 | 329 | 5 | 329 |
| 自然休養林 | 1 | 1,394 | 1 | 1,394 |
| その他レクの森施設敷 | 10 | 7 | 10 | 7 |
| 計 | 43 | 6,359 | 43 | 6,359 |

(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス^{*}に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全^{*}

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、当計画区^{あかや}の赤谷地区の国有林を対象に、生物多様性の復元と持続的な地域づくりを目指す赤谷プロジェクト（本計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を全国に先駆けて取り組んでいる。このため、当計画区で人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性の維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（経緯・プロセス等）を事例として活用する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・赤谷プロジェクトの推進
- ・人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・列状間伐の推進
- ・保護林の保全
- ・緑の回廊の適切な保全管理
- ・希少猛禽類生息地での森林施業への配慮、モニタリングの実施

イ 森林生態系^{*}の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

^{*}【機能類型区分】

P10 以降具体的に説明

^{*}【モントリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・一定林齢に達した人工林の積極的な間伐を推進
- ・主伐後の的確な植栽又は天然力を活用した更新
- ・計画的な伐採
- ・森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・山火事を防止するための巡視
- ・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ対策及び巡視
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等による食害・剥皮対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・伐期の長期化により、経常伐期と比べて皆伐による裸地状態が減少
- ・沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の確実な更新
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・造林、間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進

^{*}【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

^{*}【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・森林づくり活動のフィールドとして提供
- ・レクリエーションの森の設定・提供と利用促進
- ・木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・地域管理経営計画等の策定
- ・「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信
- ・保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

【国有林モニター】
国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等、地域から求められる国有林野への期待にこたえていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

| 視 点 | 主 な 取 組 目 標 |
|--------------|---|
| 安全・安心 | <p>【流域保全】 利根川等下流域の災害防止や荒廃した溪流等について、15箇所(箇)の溪間工、10箇所(箇)の山腹工、2,900haの森林整備を計画。</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全林約 60,000ha のうち約 5,000ha で森林整備(間伐)を計画。</p> |
| 共 生 | <p>【生活環境保全】 森林と人との共生林約 35,000ha のうち約 1,000ha において間伐を計画。</p> <p>【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進</p> |
| 循 環 | <p>【木材の供給】 間伐の推進、分収林の主伐により木材の供給を計画。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 森林整備の実施とともに、効果的、効率的な施業を行うため 15km の路網の整備を計画。</p> |
| 地球温暖化 防 止 | <p>育成林約 34,000ha のうち約 7,000ha の間伐を計画、天然生林*約 64,000ha のうち 95%にあたる 61,000ha を保安林として保全。</p> |

*【本項に係る天然生林面積】

左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。このため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取り止めること等について、専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 59,672ha（国土保全タイプ 17,453ha、水源かん養タイプ 42,219ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所及び森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分していた箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保全林に見直したものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、若しくは、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

水土保全林の面積

(単位：ha)

| 区分 | 国土保全タイプ | 水源かん養タイプ | 計 |
|----|---------|----------|--------|
| 面積 | 17,445 | 42,444 | 59,889 |

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 35,269ha（自然維持タイプ 24,614ha、森林空間利用タイプ 10,655ha）としており、本計画では下表のとおりとしている。これは、「赤谷の森」区域内で、森林空間利用タイプに区分していた森林について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保全林から森林と人との共生林に、又は森林と人との共生林から水土保全林に見直しを行ったためである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生

息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定することとしており、川場村の雨乞山あまごいやまの北西面の森林約 165ha は地元川場村が主体となって、森林環境の保全・育成活動の場として活用されているとともに、雨乞山への登山道や標識等も整備されており、自然観察教育、環境教育等に適しているため、「雨乞山自然観察教育林」として新たにレクリエーションの森を設定する。

森林と人との共生林

(単位：ha)

| 区分 | 自然維持タイプ | | 森林空間利用タイプ | | 計 |
|----|---------|--------|-----------|---------------|--------|
| | | うち、保護林 | | うち、レクリエーションの森 | |
| 面積 | 24,614 | 11,701 | 10,575 | 6,467 | 35,189 |

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 2,654ha としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保持林に区分の見直しを行ったものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積

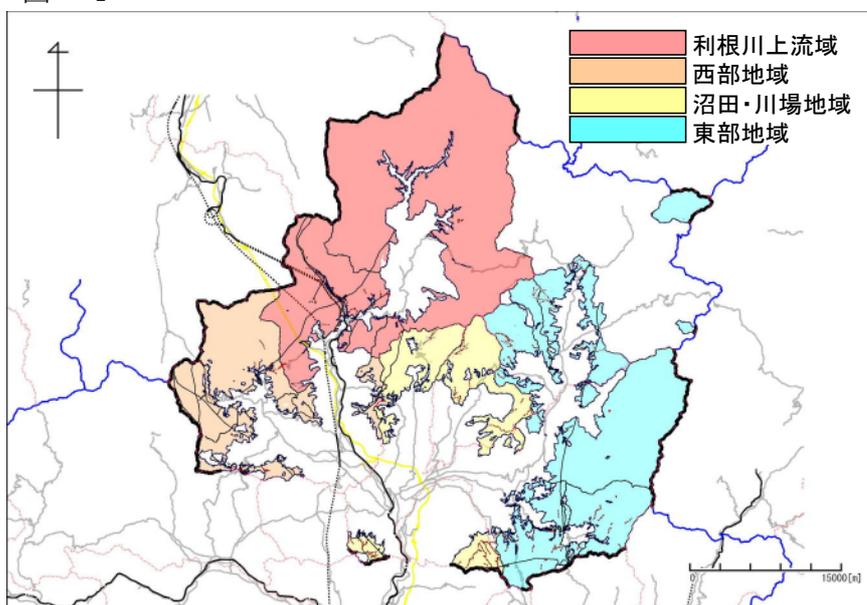
(単位：ha)

| 区 分 | 林業生産活動の対象 | その他産業活動の対象 | 計 |
|-----|-----------|------------|-------|
| 面 積 | 1,920 | 184 | 2,104 |

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、利根川上流域、西部地域、沼田・川場地域、東部地域の4地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図-4参照)

図-4



ア 利根川上流域 (301林班～388林班)

本地域は、当計画区北部に位置し、旧水上町全域にあたり、水上温泉周辺から新潟県境までの急峻な山岳地帯で、①利根川源流部、②藤原地区、③水上・湯檜曾地区に細分される。

①利根川源流部 (341班～350林班)

矢木沢ダムの上流で当計画区の最北部に位置し、全域水源かん養保安林に指定されており、重要な水源地である。また、国指定の「利根川源流部自然環境保全地域」、県指定の「巻機山まきはたやま東面」、「平ヶ岳・白沢山西面」自然環境保全地域がある。さらに、矢木沢ダムの建設に伴い、ダム上流部には徒歩又はボートの利用以外到達する手段がないことから、原生的な自然の状態が広範囲に保存されており、このことから「利根川源流部・

燧ヶ岳^{ひうちがたけ}周辺森林生態系保護地域」^{*}に設定している。

利根川源流部は、急峻な地形と多量の積雪及び雪崩の影響を受け、植生があまり発達していないが、比較的傾斜の緩い山腹や沢沿いには、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が生育している。また、尾根筋にはキタゴヨウマツ、ネズコ等の針葉樹が生育している雪崩の常習地では、岩石地、草生地、ミヤマナラを主体とした自然低木林となっている。

このほか、平ヶ岳、巻機山、丹後山、小沢岳等の稜線の平坦部は、高層湿原や雪田草原があり、原生状態の自然が広がっている。

以上のことから、源流部は主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

また、矢木沢ダムに隣接する区域は崩れ易い地質であることから、水土保持林（国土保全タイプ）又は水源かん養タイプに区分し、それぞれ山地災害防止機能、水源かん養機能を重視した管理経営を行うこととする。

②藤原地区（333 林班～ 340 林班、351 林班～ 382 林班）

当地区は、宝川、榑俣、湯ノ小屋及び武尊山北面一帯の地域であり、宝川、榑俣川源流部や武尊山北面の一部区域は、地形が急峻で土砂流出の危険性が高いことから、土砂流出保安林に指定されている。このため水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、西部の朝日岳東面一帯及び東部の至仏山西面一帯は、「朝日岳・白毛門山東面」、「至仏山・笠ヶ岳西面」自然環境保全地域にそれぞれ指定されているほか、武尊山北面の一部地域にも原生的で自然度の高いブナ、ヒバ等の天然林が分布している。このため、これらの区域を森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、県道水上・片品線^{ほうだいぎ}沿いや武尊山北面、宝台樹スキー場や裏見の滝等は自然環境を活かした保健休養の場として、レクリエーションの森に設定していることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

このほか、ならまた湖、洞元湖、藤原湖の大規模ダム湖があり、首都圏の水がめとして重要な地域となっているため、上記以外の区域は主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分

^{*}【利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域】

新潟県の中越森林画区にまたがって設定しています。

当計画区 11,654ha、中越森林計画区 8,432haで、総面積 20,086ha になります。

し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③水上・湯檜曾地区（301 林班～ 332 林班、383 林班～ 388 林班）

当地区は水上温泉及び湯檜曾温泉周辺一帯の地域であり、谷川岳をはじめとする名山が連なり、「緑の回廊三国線」を設定しているほか「上信越高原国立公園」に指定されるなど優れた自然環境を有している。このため、奥地山岳地帯は森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

また、多量の積雪を利用し開設されているスキー場が5箇所へのぼり、一の倉沢の岩場と残雪の風景を求め訪れる人は多く、これらをレクリエーションの森として設定していることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、谷川温泉や湯檜曾温泉の周辺等は、地形が急峻なうえ、崩れやすい地質でもあることから、集中豪雨時等に土砂の崩壊、流出のおそれが高い地域でもある。このため、これらの地域を主に水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 西部地域（201林班～263林班）

本地域は、当計画区の西部に位置し、旧新治村及び旧月夜野町にあたり、①赤谷地区、②月夜野地区に細分される。

①赤谷地区（212 林班～ 248 林班）

当地区は、旧新治村のうち、相俣ダム上流域にあり、平標山、仙ノ倉山、三国山、稲包山等谷川連峰の南面に位置する地域である。北部の赤谷川源流部等は、「緑の回廊三国線」を設定しているほか、「上信越高原国立公園」に指定され、自然度の高い森林となっている。このため、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

また、三国峠に至る国道 17 号線沿線や吾妻耶山西面等は、優れた自然景観を有し、積雪を利用し開設された赤沢スキー場などをレクリエーションの森として設定している。このため、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、赤谷川上流部や西川上流部の大部分は水源かん養保

安林に指定されており、相俣ダムの水源地として重要である。このため、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

このほか、地形、地質等の関係から土砂の崩壊、流出のおそれが高い森林は、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、本地区の国有林（通称「赤谷の森」）を対象に、平成15年度から地元住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」、（財）日本自然保護協会、関東森林管理局が協働で生物多様性の復元と持続的な地域づくりを進める、三国山地／赤谷川／生物多様性復元計画（通称「赤谷プロジェクト」）の取組を行っており、赤谷プロジェクトが目指す取組を実現するため、「赤谷の森」の具体的な森林の取扱いについては、別冊「赤谷の森管理経営計画書」に示すとおりである。

②月夜野地区（201林班～211林班、249林班～263林班）

本地区は、旧新治村南部地域と旧月夜野町全域にあたり、国有林は旧新治村南部は吾妻森林計画区界の東面及び北面に帯状に、大峰山周辺一帯、奈女沢温泉周辺から三峰山にかけて帯状に分布している。

旧新治村の南部の地域は、赤谷川へ流入する河川の水源地として重要であり、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、大峰山の東面は、大峰沼、キャンプ場、モリアオガエルの生息地として有名な古沼など自然探勝等に優れているほか、サイクリングロード等森林レクリエーションの森として設定している。このため、主に森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、大峰山西面は、地すべりの危険度が高い地域であり、土砂流出防備保安林に指定されていることから、主に水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

奈女沢温泉^{なめざわ}上流部等は、地形が急峻で集中豪雨時等に土砂流出の危険が高く、土砂流出防備保安林に指定されていることから、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。また、奈女沢温泉から三峰山にかけて尾根部を帯状に国有林が分布しており、水源地として重要なことから主に水土保持林（水源かん養

タイプ)に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 沼田・川場地域(1林班～41林班、153林班～164林班)

当地域は、当計画区の中南部に位置し、旧沼田市、旧白沢村、川場村、昭和村一帯の区域にあたり、①沼田地区、②川場地区に細分される。

国有林は、沼田地区の玉原高原一帯、赤城山北西面、子持山北東面及び川場地区の武尊山南面一帯に分布している。

①沼田地区(1林班～17林班、153林班～164林班)

当地区北部の玉原高原は、ブナ林が広範囲に広がる中に、高層湿原で有名な玉原湿原やサイクリングロード、テニスコート、スキー場などの施設が整備されており、自然観察、森林スポーツ等に優れ、レクリエーションの森として設定している。このため、森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

玉原高原下流域及び赤城山、子持山周辺は、下流域の農業用水等の水源地として重要な役割を果たしていることから、水土保持林(水源かん養タイプ)に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

②川場地区(18林班～41林班)

当地区北部の武尊山周辺は、自然環境が豊かで武尊自然休養林をはじめ、多雪、地形等の自然条件を利用した川場スキー場等、レクリエーションの森の森として設定している。このため、森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、武尊山直下の川場谷沢周辺一帯は、地形が急峻で土砂流出等のおそれが高く、土砂流出防備保安林に指定されていることから、水土保持林(国土保全タイプ)に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、武尊山南面下流部及び東部の地域は、下流域の農業用水等の水源地として重要な役割を果たしていることから、主に水土保持林(水源かん養タイプ)に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、雨乞山北面については、これまで水土保持林(水源かん養タイプ)に区分し管理してきたが、環境教育や野外活動の場、登山等に適しており、地元要望等を踏まえ、本計画において森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、保健

文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

エ 東部地域（42林班～152林班、165林班～177林班）

当地域は、当計画区の東部に位置し、片品村及び旧利根村の区域にあたり、①片品地区、②^{ひらがわ}平川・栗原川地区、③根利・南郷地区に細分される。

国有林は、片品地区の武尊山東面一帯、国道401号線東側の山腹を帯状に、平川・栗原川地区の源流部一帯、根利・南郷地区の赤城山北面及び袈裟丸山西面一帯に分布している。

①片品地区（43林班～77林班）

当地区は、人工林の大部分がカラマツを主体とする林分となっている。武尊山の東面はブナ林、東部の三ヶ峰周辺はブナ、ミズナラ等にアオモリトドマツ等の亜高山性針葉樹が混交している。

当地区は、積雪を利用したスキー場が7箇所（うち5箇所が国有林）開設されているほか、ブナ林やミズバショウの群生地などもあり、森林スポーツや保健休養の場として、レクリエーションの森を設定している。このため、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、森林空間利用タイプに区分した以外の森林は片品川の上流域にあたり、地域の水源や下流域の重要な水源地の役割を果たしていることから、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。なお、土砂流出防備保安林に指定されている一部の地区は、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、栃木・福島両県境に接する上流部は、社有地等の民有地が多くを占めているが、この地域の国有林は、尾瀬国立公園、日光国立公園に指定されているなど優れた自然環境を有していることから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

②平川・栗原川地区（42林班、78林班～109林班、165林班～177林班）

当地区は、当流域の中央東部に位置し、^{オゾがたけ}錫ヶ岳から皇海山に連なる足尾山地の西面一帯にあたり、ブナ、ミズナラを主体とした天然生林が多く分布している。平川流域には足尾銅山が最盛期であった大正年間に、坑木用等として大量に伐採され、

その後カラマツが植栽されている。

当地区は、上流に位置する片品地区とともに、菌原ダムをはじめ下流域の重要な水源となっている。このため、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、全体的に急傾斜地であり、崩壊地も多く、土砂流出防備保安林に指定されている箇所も点在するなど、土砂流出のおそれが高い森林を、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。また、皇海山西面は、県指定の「皇海山自然環境保全地域」となっており、平川上部には亜高山帯針広混交林が見られるなど、自然度の高い森林となっている。このため、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

③根利・南郷地区（110 林班～ 152 林班）

足尾山地の袈裟丸山西面一帯の根利地区は、カラマツを主体とする人工林が多い。また、森林技術総合研修所林業機械化センター（以下「機械化センター」という）の林業技術開発及び普及のための研修フィールドとなっている。

当地区は、片品川の支流である根利川の水源として重要な役割を果たしている。このため、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

袈裟丸山西面は、県指定の「袈裟丸山北面自然環境保全地域」になっているなど、優れた自然環境を有していることから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

赤城山北面一帯の南郷地区は、ヒノキの生育が良好な地域であるが、高標高地ではカラマツの人工林が多い。県道沼田赤城線沿いの周辺には、「赤城水源の森」を設定しており、治山事業や国有林野の役割についての普及、啓発の場として活用されている。

「赤城水源の森」を設定している赤城川の上流部は、台風被害を受け大規模な山地崩壊、森林荒廃が発生した地区である。このため、主に水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、南郷地区も根利地区同様、根利川の重要な水源となっていることから、上流部の国土保全タイプに区分した区域を除く中腹以下の森林を、主に水土保持林（水源かん養タイプ）

に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システム^{*}の推進に必要な事項

当流域は、群馬県北部に位置し、豊富な水量を有する利根川の源流域にあって、首都圏の重要な水源であるとともに、沼田市を中心に木材加工業に対する木材の供給基地でもある。

このような中で、国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林関係者が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

また、これまで国有林は木材の安定供給、低コストで壊れにくい作業路・作業システムの検討会、体験林業、森林教室の開催等に取り組んできたところであるが、今後さらに、流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

林業関係機関・団体等との連携を深め、流域における課題やニーズを的確に把握するとともに、地域材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等を推進することとする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

当流域の課題となっている獣害対策について民有林関係者と情報交換を行い、効果的な対策等を検討する。

また、「施業指標林^{*}」等を活用するなどより、国有林野における管理経営の方針や技術について現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載するなど情報を積極的に提供する。

さらに、体験活動等を希望する一般市民、各種団体等には、フィールドを提供し体験林業、ボランティア活動等を通じて、技術支援や森林・林業に関する情報提供等国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林・国有林関係者が連携して林地残材等木質バイオマスの活用を検

^{*}【流域管理システム】
流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

^{*}【施業指標林】
推進すべき施業体系や、新たに開発された技術等を取り入れて施業を行っている森林です。

討及び促進することとする。

特に、間伐の推進については、森林の二酸化炭素吸収源対策の観点からも急務となっているため、引き続き治山工事、林道工事への間伐材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

また、森林施業の一体化を図る団地化など森林整備等の推進に努めることとする。

(4) 下流域との連携について

「遊々の森」等において教育機関と連携し森林教室、体験活動の開催など、森林とのふれあいの場の提供を通じ、森林の働き、林業の役割等の情報を広く国民にわかりやすく提供することとする。

また、企業や地域におけるボランティア団体等による民有林関係機関と連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPRに努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

| 区分 | 主伐 | 間伐 | 計 |
|----|---------|--------------------|---------------------|
| 計 | 141,583 | 433,831 (6,646) | 604,714 《29,300》 |

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)
 2 計欄の《 》は、臨時伐採量^{*}で内書き
 3 計は主伐、間伐、臨時伐採量の合計

(2) 更新総量 (単位：ha)

| 区分 | 人工造林 | 天然更新 | 計 |
|----|------|------|-----|
| 計 | 363 | 188 | 551 |

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

(3) 保育総量

(単位：ha)

| 区分 | 下刈 | つる切 | 除伐 | 枝打ち |
|----|-------|-----|-----|-----|
| 計 | 2,738 | 283 | 524 | 16 |

(4) 林道*の開設及び改良の総量

| 区分 | 開設 | | 改良 | |
|----|-----|---------|-----|---------|
| | 路線数 | 延長量 (m) | 路線数 | 延長量 (m) |
| 計 | 8 | 11,270 | 80 | 4,120 |

注) 開設は作業道*を含む

*【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

*【作業道】

林道を補完し、間伐を始めとする森林施業に使用する道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、山菜が豊富に採れるため雪融け直後から新緑に覆われるまでの春季及びきのこ採り等を楽しむ秋季に入山者が多くなり、山火事発生の危険が増大する。さらに、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、中山間部から奥地山岳地帯にかけて位置している。また、複雑で急峻な地形、積雪や雪崩の影響等もあり、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも境界の適切な保全管理に努めることとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳や峡谷、豊かな森林等、優れた自然景観に恵まれており、近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、観光客誘致に努めているが、それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

当計画区では、三峰山周辺等の民有林で松くい虫被害が発生しているが、国有林では著しい被害には至っていない。今後被害が発生した場合は、まん延を防止するため、民有林関係者との連携を図りつつ、被害木の伐倒駆除等を行う。

平成 22 年 8 月に湯檜曾地区において群馬県初のナラ枯れ（原因：カシノナガキクイムシ）が発生したところであり、群馬県をはじめとする関係行政機関等と緊密に連携、協力し被害木の伐倒駆除や巡視等の防除対策を講じることとする。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、10箇所、11,701haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

| 種 類 | 箇 所 数 | 面 積 (ha) |
|-----------|-------|----------|
| 森林生態系保護地域 | 1 | 11,654 |
| 林木遺伝資源保存林 | 4 | 36 |
| 植物群落保護林 | 5 | 11 |
| 計 | 10 | 11,701 |

ア 森林生態系保護地域

原始的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資する。また、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域設定方針」を基準として取り扱うものとする。

イ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を自然生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

ウ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈り、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な場合であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

当計画区ではイヌワシ、クマタカといった希少猛禽類やツキノワグマ等の野生動物が生息し、日本海側型気候域から太平洋側型気候域の移行帯にあり、多種類の植物が生育している。このため、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全を推進するため、当計画区北西部に「緑の回廊三国線」を、北東部に「緑の回廊日光線」を設定している。

このため、緑の回廊においては、看板の設置やパンフレットの配布、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリング調査を実施し、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

ア 緑の回廊三国線*

本回廊は新潟・群馬県境に位置し、「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域」と中越森林計画区と中部森林管理局管内にまたがる「佐武流山森林生態系保護地域」を連結している。また、中越森林計画区にまたがる「利根川源流部・燧ヶ岳森林生態系保護地域」は「奥会津森林生態系保護地域」と接していることから、長野・新潟・群馬・福島県境を結ぶ広範な森林の連続性が確保されることで、より広範囲における個体群の交流が期待される。

なお、本回廊の森林の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「緑の回廊設定方針」に基づくものとする。

イ 緑の回廊日光線

本回廊は群馬・福島・栃木県境の尾瀬沼の西側に位置し、会津森林計画区の「奥会津森林生態系保護地域」に連結している。尾瀬国立公園、日光国立公園にまたがり、「奥会津森林生態系保護地域」を経て、「会津山地緑の回廊」に連なる重要な地域であることから、引き続き適切に管理するとともに、アオモリトドマツ、トウヒ等を中心とした亜高山帯針広混交林を維持することとする。

なお、本回廊の森林の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「緑の回廊設定方針」に基づくものとする。

| 名 称 | 延長(km) | 面積 (ha) |
|---------|--------|---------|
| 緑の回廊三国線 | 36 | 5,048 |
| 緑の回廊日光線 | 8 | 1,275 |
| 計 | 44 | 6,323 |

ウ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

① 伐採に関する事項

(ア) 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐、漸伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努める。

(イ) 伐採箇所の選定に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。

(ウ) 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。

*【緑の回廊三国線】

吾妻森林計画区、新潟県の中越森林計画区を合わせた総延長は約 96km になります。

(エ) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。

(オ) 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に応じて実施する。

② 更新・保育に関する事項

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

(ア) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。

(イ) 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残・育成に努める。

(ウ) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。

(エ) 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

エ 緑の回廊の管理に関する事項

① 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

(ア) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努める。

(イ) 緑の回廊に設定した林分に対する林地開発については、緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応する。

(ウ) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。

(エ) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

② 施設の整備に関する事項

(ア) 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づ

き実施するものとする。

- ・観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。また、その維持管理を適切に実施する。

- ・路網及び歩道については、側溝を作設する場合には L 字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、維持管理に努める。

- ・治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮する。また、その維持管理に努める。

(イ) 施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とする。

また、施設整備に伴い植栽を行う場合には、郷土種の植栽に努める。

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカ、ツキノワグマによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）等に関する事項

近年、ニホンジカによる植栽木の食害やツキノワグマによる剥皮（樹皮剥ぎ）被害が拡大している。

ニホンジカによる植栽木の食害については防護柵や薬剤の塗布等により防除対策を行うこととする。

また、ツキノワグマによる剥皮については、巡視等により被害の状況の把握に努め、立木の枯死が面的に広がり、公益的機能の低下のおそれのある箇所や分収育林等を重点に防除対策を行うこととする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、イヌワシ、クマタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行っていくなかで、森林性猛禽類と林業との共生に努めることとする。

(3) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

当計画区では、古くから林産業が盛んな地域であり、国有林にあっても木材の供給に重要な役割を果たしてきたところである。

当計画区内にある製材業は、かつては天然広葉樹を主体としてきたが、近年ではスギ、カラマツ等の人工林から供給される針葉樹に転換している。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林は、奥地にはブナ、ナラ類等を主体とする天然林が分布しており、人工林は約3割で、このうち約9割が間伐適期や高齢級林分となっている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や、分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め、効率的に搬出することとする。

また、一定の要件を満たす工場及び素材生産業者等と国有林材の供給に関する相互協定を締結し、その協定に基づき計画的に供給する国有林材の安定供給システム販売を通じて国有林材の計画的な供給に努めることとする。

3 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野での間伐材の利用促進を図るものとする。

また、漢方薬等の原料となるクマザサ等森林資源の有効活用に努めることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、水上、猿ヶ京^{さるがきょう}、老神温泉をはじめ、各市町村に温泉が湧出しているほか、谷川岳、尾瀬ヶ原の山岳景観など豊富な観光資源に恵まれた地域である。また、上越新幹線、関越自動車道の高速交通網の整備と相まって、スキー、登山、ハイキング、自然観察などの森林レクリエーション、保健休養等の場として多くの人々に利用されている。

これら自然環境を背景に発達した観光産業は、地域産業・経済に重要な役割を果たしていることから、今後も自然環境の調和に配慮しつつ、優れた景観を有する森林、観光資源を活用し、自然とのふれあい、教育文化・保健休養等多種・多様な国有林野の活用に応じることとする。

「武尊自然休養林」は、都市近郊にあり市民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれており、地方公共団体等と連携して観光資源のPRに努めている。

今後も、地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備等、各種情報手段の活用を通じて情報提供に努めることとする。

また、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業等に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等、公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこと、山菜等の産物採取－共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等－分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興－貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用－使用許可等

*【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報

公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めるものとする。

- (1) 「ふれあいの森」は、自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

藤原地区の木ノ根沢上流部（照葉峡）において自治体やNPO法人等が自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援するものとする。

| 協定の種類 | 名 称 | 面 積 (ha) | 位置(林小班) |
|--------|-----------|-------------|----------------------|
| ふれあいの森 | 奥利根ふれあいの森 | 55.52 | 366 に～ほ ₂ |

- (2) 「遊々の森」は森林環境教育を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を行うものである。

当計画区では、片品村の花咲地区及び沼田市の穴原地区において、学校等が森林環境教育を推進していることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援するものとする。

| 協定の種類 | 名 称 | 面 積 (ha) | 位置(林小班) |
|-------|-------------------------------|-------------|---|
| 遊々の森 | <small>はなさく</small> 花咲遊々の森 | 5.80 | 48 た ₂ 、49 ほ ₂ |
| 〃 | 穴原遊々の森 | 9.75 | 111 ろ ₂ 、わ ₁ 、 イ |

- (2) 「ボランティアの森」は水源かん養や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、玉原高原において、NPO 法人がブナ林の復元活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援するものとする。

| 協定の種類 | 名 称 | 面 積 (ha) | 位置(林小班) |
|----------|-----------------|-------------|---------|
| ボランティアの森 | 玉原高原ブナ林 復元の森 | 4.95 | 13い1内 |

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流住民の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談に対応するものとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

国民による国有林野の積極的な利用を推進するため、NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等に対応するものとする。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

当計画区の根利地区において、林業機械化センターの研修フィールドとして利用しており、低コストで壊れにくい路網作業システムの普及、高性能林業機械の開発・普及に引き続き積極的に貢献する。

さらに、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、地域の林業関係者等への普及を図ることとする。

具体的には、林業技術の普及の一環として、国有林野内で推進している簡易で壊れにくい作業路の作設方法について、関係行政機関や地元林業関係者等と合同で現地講習会を開催するなど、普及に取り組んできたところであり、今後も地域の要望に応じていくこととする。

また、森林管理署等の緑づくり支援窓口において、国民からの問い合わせに応じることとする。

(3) 林業機械化センターとの連携

林業生産のトータルコストの低減、若年労働者の新規参入、労働安全確保等を推進する上で、林業の機械化は緊急な課題であることから、林業機械化センターとの連携を強化し、引き続き研修フィールドを積極的に提供することとする。

特に 126～128 林班については、森林施業との調整を図りつつ、林業機械化センターや（独）森林総合研究所の実習や試験研究等のフィールドとして提供することとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。